

市立貝塚病院臨床研究審査委員会手順書【補遺】

「Web 会議システム等を利用した委員会運営手順」

令和3年7月26日

(目的)

第1条 本補遺は、市立貝塚病院臨床研究審査委員会手順書 第5条【委員会の審査】第5項により、WEB会議システム等による参加を含む当委員会の審議に関する手順を定めるものである。

(Web会議システム等による参加の承認)

第2条 委員長は、各委員および委員会出席を要する研究責任者等が、災害その他の理由により、委員会に出席することは困難であるが、Web会議システム等を利用することにより審議に参加可能な場合は、その必要性を検討し、臨時的措置として妥当であると判断した場合は当該方法による参加を承認する。

(Web会議システム等による参加の手順)

第3条 委員長または委員会事務局は、委員会開始前に当該参加者の本人確認を行い、会議中は、当該参加者が審議内容を把握しながら意見を発言できる状況であることを随時確認する。

- 2 当該委員は、守秘義務が厳守できるよう、個室等において参加するものとし、公共および情報漏洩の恐れのある場所での参加は禁止とする。委員長または委員会事務局は、これらが遵守されていることを確認する。

(記録)

第4条 Web会議システム等により参加した委員については、審査結果通知書の出欠リストの備考欄に、その旨を記載する。

- 2 議事録作成時は、通常の記載事項に加え、以下の事項を記載する。
 - (ア) Web会議システム等を利用して開催したこと
 - (イ) 利用したシステム名
 - (ウ) システム利用中の電波障害等不具合の有無および、それらによる審議への影響の有無
 - (エ) 当該システムを利用した参加者の識別
 - (オ) 当該システムを利用した参加者の参加環境を確認し、守秘義務を厳守して審議を行ったこと

【附 則】

この補遺は、令和3年7月26日から施行する。